

童句コンクール規定

総則

- 第1条 本コンクールの名称は、童句コンクールとする。
- 第2条 童句コンクールは、童話『かわいそうなぞう』で知られる狭山市ゆかりの童話作家、故土家由岐雄氏が創始した狭山市発祥の児童文学としての童心で詠む俳句・童句を広く普及し、狭山市の文学及び文化の振興と交流の推進に寄与することを目的として開催する。
- 第3条 童句コンクール（以下「コンクール」という。）は、狭山市立博物館（指定管理者 アクテオ株式会社・東急コミュニティー共同事業体）が主催し、狭山童句研究会の協力のもと行う。
- 第4条 コンクールは、毎年7月から11月にかけて実施するものとする。
- 第5条 コンクールには、条件を満たした童句を応募方法に則り投句することで、住所に関係なく自由に参加できるものとする。
- 2 コンクールは、一般の部及び子どもの部の2部門で行う。

審査及び応募

- 第6条 コンクールは、2部門共通で主催、協力の団体等（狭山童句研究会、狭山市立博物館童句コンクール担当者）が審査する。
- 2 コンクールは、1次審査を狭山市立博物館童句コンクール担当者（以下、「博物館」という。）で、2次審査を狭山童句研究会と博物館で、最終審査を童句研究会会長・副会長と博物館で行うこととする。
 - 3 選者（審査員）及びコンクール関係者の作品は、入賞作品には選ばない。
 - 4 審査対象となる条件は、未発表の童句で、有季、定型、三行書きであることとし、題材は自由とする。
 - 5 1人3句まで応募可能とし、それ以上は無効なものとする。
 - 6 応募は、締め切り当日中は受付け、郵送の場合は締め切り日必着とする。
 - 7 提出された応募書類等は返却しない。

賞

- 第7条 選者は、各部門につき特選5句、佳作10句を決定することができるが、当該句の過不足によってはこれに限らない。
- 2 主催者は、各部門の入賞者に対し、次に掲げる賞を授与する。
 - 1) 一般の部特選・子どもの部特選 賞状、賞品、記念品
 - 2) 一般の部佳作・子どもの部佳作 賞状、記念品
 - 3 入賞者は博物館で開催される表彰式にて、第7条第2項の賞を授与される。

雑則

第8条 応募は氏名・年齢（学校名、学年）・住所・電話番号・アンケート（何でコンクールを知ったか）を明記するものとし、応募方法は以下の通りとする。

- 1) 狭山市立博物館ホームページの応募フォームにて送信
- 2) 電子メールにて送信
- 3) 応募用紙等を郵送
- 4) はがきにて郵送
- 5) ファックスにて送信
- 6) 博物館に設置された応募箱に投函

第9条 入賞作品は、博物館ホームページと館内パネルにて発表し、パネルは次回表彰式までの1年間展示するものとする。

附則

実施日)

- 1 本規定は、2023年7月1日から実施する。
- 2 本規約は、2026年6月10日に改訂し、同日より実施する。（第6条審査について改訂）